

2025年2月17日

証拠説明書

控訴人 [REDACTED]
被控訴人 国

控訴人訴訟代理人

弁護士	近藤博徳	
弁護士	椎名基晴	
弁護士	仲晃生	
弁護士	仲尾育哉	

東京高等裁判所民事第17部係 御中

記

書証 番号	標 目	作 成 者
	立 証 趣 旨	
58	「GUV.UK Citizenship guidance」との表題のウェブサイト（URL: https://www.gov.uk/government/collections/citizenship-guidance ）（写）	英国政府
	乙8のガイダンスが掲載されたウェブサイト。「Register as a British national」との文字をクリックすると甲59のウェブサイトに移行する。	
59	「GUV.UK Form MN1: guidance」との	英国政府

	表題のウェブサイト (URL:https://www.gov.uk/government/publications/form-mn1-guidance) (写)	
	乙8のガイダンスが掲載されたウェブサイト。「Form MN1: guidance」をクリックすると、甲60のガイダンスが表示される。また、ウェブサイト上で「see all updates」をクリックすると、ガイダンスのバックナンバーの発行年月日が表示され、初版の発行は2019年3月22日と表示される。なお甲59は「see all updates」をクリックしてバックナンバーを表示した状態で印刷しているので、「hide all updates」との表示になっている。	
60	Guide MN1 (抄)	英国政府
	乙8と同じガイドである。なお甲60の発行日は2024年7月とされている。	
61	「Becoming a British citizen」との表題のウェブサイト (URL:https://web.archive.org/web/20[REDACTED]/https://www.gov.uk/becoming-a-british-citizen/check-if-you-can-apply)	英国政府
	20[REDACTED]年[REDACTED]当時、英国政府が開設していた、英国国籍の申請に関して説明をするウェブサイトにて、乙7・乙8に類する申請書やガイドが掲載されておらず、また英国国籍を取得したら原国籍を喪失する可能性があることの言及もなかった事実	
62	「Directgov About Directgov」との表題のウェブサイト (URL:https://web.archive.org/web/20[REDACTED]/http://www.direct.gov.uk/en/SiteInformation/DG_4004497) (写)	英国政府
	Directgovがイングランドとウェールズの人々を対象とした英国政府のデジタルサービスである事実	

63	「Directgov Nationality and citizenship」との表題のウェブサイト (URL:https://web.archive.org/web/20[REDACTED]/http://www.direct.gov.uk/en/Governmentcitizensandrights/LivingintheUK/DG_10015894)	英国政府
	20[REDACTED]年[REDACTED]版のウェブサイトにおいて、乙7・乙8に類する申請書やガイドが掲載されていなかった事実	

以 上